

2021.3 NO.100

発行 東京都港区西麻布2-21-22  
大本山永平寺東京別院  
同心閣内 有道会 〒106-0031  
(題字・大本山永平寺第八十世  
南澤道人 大禪師 猗下 御染筆)  
発行人 釜田隆文

# 有道

## 有道会綱領

- 一、宗憲の精神に則り、愛宗護法、兩大本山、特に祖山護持の道念にもとづき、宗団の和合と興隆に尽瘁する。
- 二、広く宗門人の与望に応え、宗政の刷新、進展に邁進する。
- 三、常に本宗の使命達成のため、その発揚具現に挺身する。

## 第百三十六回曹洞宗通常宗議会



有道会会長  
釜田 隆文

旧年は新年早々よりコロナに明けコロナに暮れた一年でありましたが、本年を迎えても尚、コロナの目に見えないウイルスに脅かされ、不自由な日常を余儀なくさせられており、全国有道会会員各位におかれても、心安らかならぬ日々をお過ごしのことと存じます。さて、宗門の宗務行政にお

いても第百三十六回通常宗議会開催にあたり、日時の決定に際して、有道会として都内に緊急事態宣言が発令されている中、宗議会を開くのは如何なものかと提案致しましたが、予算議会でもあり、この宗議会を開かなければ宗務庁の機能が作動しなくなるため開催はやむを得ないというところで、二月二十二日〜二十六日の日程ではありましたが、二十四日に会期二日を残り無事閉会となりました。本来でありますれば、宗議会開催にあたり大本山永平寺貫首南澤道人管長猗下にご来庁賜り、ご教示を頂戴するものが通例であります。鬼生田宗務総長が代行して開会式が厳修されました。

今日宗議会の主たる議題は、令和三年度曹洞宗各会計歳入歳出の予算案であります。最終紙面の通り宗費賦課金一点百四十七円に決定いたしました。また、有道会では全国寺院刷新に伴い新しくドメインを取得しましたので別掲の通りご案内致しますと共に、全国寺院刷新に近しいつながり心よりご祈念申し上げます。

## 開会式

第百三十六回  
通常宗議会  
万人病苦未癒時  
両祖真前仰大悲  
議会開催凶案件  
選良合力適機宜

## 教示

本日、ここに第百三十六回曹洞宗通常宗議会の開会にあたり、議員諸師とともに、恭しく一仏両祖の真前について、正法の興隆と宗風の発揚について、審議し得ますことは、誠に欣快に堪えざるところであります。惟うに、世相の混乱は時代や国内外を問わず、突如として起こります。昨年来、世界を席巻し多くの犠牲者を出し続け、未だその強勢に衰退の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症も、その例外ではございません。この千載の凶事に際し、人々は恒心を失い、世相の混乱が拍車をか

け、ますます憂心を抱かせることとなっております。斯様な時こそ、我々、両祖の法孫としましては、人類の康寧に奉仕し、社会の福祉を増進するため、正法を宣揚し、慈悲の願行を成就することが急務となります。議員各位におかれましては、寺門の護持に精励されている本宗寺院の負託に和衷協調の心をもって、上程される諸案件を慎重審議の上、その責務を果たされんことを、切に願うものであります。令和三年二月二十二日 曹洞宗管長 南澤 道人

## 有道会役員

会長	釜田 隆文
顧問 参議	熊谷 紘全
常任顧問	石川 順之
同	小島 泰道
同	砂越 隆侃
副会長	横井 真之
同	神野 哲州
同	平井 正道
同	圓通 良樹
幹事長	結城 俊道
副幹事長	戸田 光隆
同	池田 大智
同	松原 道一
同	渡部 卓史
同	押川 伸生
同	小島 宗彦
同	阿部 光裕
同	武山 正廣
同	喜美候部謙史
同	金子 清学
同	高橋 英寛
同	吉村 明仁
同	増坂 澄俊
同	鈴木 祐孝
同	川村 能人
同	松本 宏思
同	松浦 徹應
同	金岡 潔宗
同	國安 大智
同	木村 光俊
同	河村 康秀
同	村松 延行
同	服部 秀世
同	小林 孝道
同	浅川 信隆
同	藤間 良信
同	来馬 宗憲

【第三百三十六回曹洞宗通常宗議会議・総長演説抜粋】  
宗務総長 鬼生田俊英

大本山永平寺について

南澤道人貫首猥下ご就任により、四月二日に晋山式を執り行う予定である。本行持は法定聚會にて挙行するが、今般の世情に鑑み、縮約することで内諾をいただいた。これに伴う副貫首選挙は、期限までに提出されたのは一名で無投票選挙が確定、群馬県迦葉山龍華院住職権大教正羽仁素道師が当選人と決定、十二月二十二日に大本山永平寺入寺式が挙行された。さらに、羽仁素道師が参議職を退任、青森県円通寺住職熊谷敏全師が就任された。

大本山總持寺祖院について

四月六日に震災伽藍復興落慶法要が挙行予定である。平成十九年三月二十五日の石川県能登半島沖合の地震での甚大な被害を受け、十年賦による「大本山總持寺祖院災害復興支援補助金」の支出が行われ、昨年度の支出をもって完了した。

新型コロナウイルス支援金について

前回の通常宗議会議総長演説で、令和二年度の補正予算で一般会計臨時部に「新型コロナウイルス感染症対策積立金」を新設、新型コロナウイルスの影響により実施することができなかった未執行の予算を積立て、次年度の予算に繰り入れることで、令和三

年度の宗費の負担を軽減する方針を述べた。

その方針に従い、さらに令和二年度事業の執行状況及び、今後の事業予定を検討し予算の見直しを図った結果、五億八百万円を令和三年度の一般会計に繰り入れることが可能となった。

この五億八百万円を財源とし、次年度の宗費納付時に「新型コロナウイルス感染症特別支援金」として各寺院に交付することとした。

具体的には、宗費納付時に各寺院の納付金額の十二％分に相当する金額を特別支援金として差し引くこととなる。

また、これまで宗令で対応してきた宗費納付期限延長の特例措置を規定化する財務規程中一部変更案も上程している。この変更案には、他に提出する予算案と決算書を新たな形式にすることも含めている。

また、専門僧堂を対象とした新型コロナウイルスへの対策補助金支出には、今年度予算より支出してまいり所存である。

宗務庁の業務について

本年一月七日の緊急事態宣言再発出を受け、宗務庁自体は自粛要請の対象とはなっていないが、対策の実効性を高めるための環境づくりとして、職員に対し基本的な感染予防策の徹底を

改めて促した。また、「出勤者数の七割削減」の要請には、在宅勤務や時差通勤などを講じ、現段階で可能な限りの対応をとって協力している。このような勤務体制継続により、各課での事務処理に遅滞が発生しないよう努めているので、承知いただき、ご理解とご協力いただきたい。

また、檀信徒会館も減収減益の苦境にあり、宗門の牙城として、何としても厳しい状況を乗り切りたく、一層のご尽力ご愛顧をいただきたい。

加えて、この度の新型コロナウイルスで、今後、電子化の流れが一層加速していくことになるため、宗務庁も、働き方や業務の精査、事務の効率化等について速やかに検討してまいりたい。

そこで、まずは今般の緊急事態宣言の再発出に伴い、在宅勤務を行う上での各部署の適応性について調査した結果、明らかになった宗務庁の事務処理全般における諸問題を検証し、電子化に係る努力が軽微な業務については早急に移行させ、慎重な対応が迫られる業務については、関係部署と協議してまいり所存である。

そして、曹洞宗が保有する建物の管理権原者としては、現存する災害発生時の事業継続計画を再考するため、毎月開催していた防火防犯会議を再開させ、改善を要する点や不備な点等を洗い出し、適応させていく予定である。

令和三年度予算案について

コロナ禍の状況を踏まえ、各部署で例年にも増して業務及び事業の抜本的な見直しを行った結果、多くの事業で支出を抑えることができ、オンライン会議等の導入、研修会等の運営内容の見直しが図られた。

そのほか、社会事業振興資金貸付規程を廃止する規程の上程に伴い、社会事業振興資金貸付等特別会計が保有する資産のうち、三億三千万円については、二億円を新型コロナウイルス感染症の影響による福祉資金貸付の原資として災害対策特別会計へ、残り一億三千万円を不動産特別会計中の特別積立金へ繰り入れる予算案となっている。

以上の点を踏まえ、令和三年度曹洞宗一般会計歳入歳出予算案の歳出予算総額は、五十六億七千九百八十四万円となり、前年度当初予算と比較して七億二千六百一十一万二千円の増額となった。

なお、この増額には、特別支援金の五億八百万円、災害対策特別会計と特別積立金に繰り入れる三億三千万円が含まれているので、実質的には事業等の歳出削減となっている。

歳出予算の削減を行った一方、令和二年度の収入実績を踏まえ、義財金をはじめとするその他の歳入予算は大幅な減収を見込んでおり、その結果、歳入の総額による賦課金、一点あたりの金額は、前年度に比して一円低い百四十七円としている。

総括質問



有道会代表 押川 伸生

質問(一) コロナ禍の会議や研修会の実施

コロナ禍の最中、教化センターや宗務所が各種研修会等を開催する際の対策、特派巡回実施に当たり、どのような対策を考えているのか。

質問(二) の答弁

コロナ感染対策として宗門関係寺院には『曹洞宗報』や禅ネットを通じて基本方針を掲載して、感染予防に努めていただけるようお願いしている。また、宗務庁でも各種行事等における以下のガイドラインを作成している。

- ① 会場が「三密」にならないよう講じる。
- ② マスクの着用、消毒設備の配置、参加者の健康状態の把握。
- ③ 研修・会議は極力食事を行わない、持ち帰り弁当で対応。
- ④ 国や開催地における行事等の開催方針に適切に対応するか。

今後は、教化センターや宗務所にもガイドラインの公開を考えている。梅花特派や特派布教巡回は担当部署で、実施を前提に調整しているが、例年通り

きではないか。

質問(二) の答弁

事業評価並びに検証する部署は現段階で設置予定はない。事業の評価・検証については、令和二年度予算より、各部署から提出された「事業計画書」を基に折衝し、予算編成を行っていい。

この計画書を作成することで、担当課では客観的な視点から、その必要性や有効性を検証することが可能と思慮する。今後、基準作成にあたり、「財政面のみ」に焦点を当てることで、その事業の本質的な部分を軽んじ、可能な限り予算の廃止や縮小のみを追求することにしないよう注意したい。

質問(三) リスク管理

宗務庁の通常行う業務、事務処理等において、どの程度リスク管理が検証されているのか。通常の書類進達も、コロナ禍の中、テレワーク・オンライン化の必要性が認識されたのであれば、この経験を活かし、宗務庁内の業務において、電子化とテレワークの環境整備を積極的に推進すべきではないか。

また、将来的には少子高齢化、人口減少の影響により、宗門寺院の活動範囲が確実に減少する。当然宗費の納入額にも影響が生じると思慮す

る。

そこで、僧侶年金と寺族年金の制度を曹洞宗功労金に切り替え一時金とすることを再度提案したい。

すべての関係者が自らの問題とし、危機的状況を感じながら検討すべきであり、担当部署設置をお願いしたい。

質問(三)の答弁

現段階では取り扱い部署設置には至っていない。指摘の通り、将来的な少子高齢化に伴う人口減少で、宗門寺院の活動範囲は減少、宗費納入に影響が生じるのは明らかである。

提言の書類進達について

申し上げますと、コロナ禍で研修会等の実施方法の変更、宗務庁も在宅勤務を導入する形になったが、これは大規模災害時の危機管理対策につながるものであり、将来を見据え、本格的な申請書類や手続きの電子化とテレワークの環境整備の推進に努めてまいりたい。

また、寺院年金を功労金として一回のみ給付する提言は、宗門全体の財政面を考えると、一方途として有効と存ずる。

質問(四) 中長期計画と目標

今期目標の指針・宗務総長の指針として、各部が一年間のビジョンを作り、一年間を通し『曹洞宗報』に連載して、ビジョン達成の経過報告

を行う。

過程が全国寺院の目に届けば、宗門の施策に対する問題の共有と、様々な意見を聴するきっかけとなる。

また、中長期目標・計画の作成のため専門の窓口を設け、PDCAサイクル(計画、実行、効果、改善)とそれに伴う危機管理の認識をある程度適度させなければ、計画はとん挫してしまう。

そのため、宗務執行機関のみならず総研と連携した部署設置を推し進めていただきたい。

質問(四)の答弁

目標を定めるだけに収まる訳にはいかず、財政や宗務行政に関わる面が付随し、宗務庁全体の業務と予算体系の抜本的な改革が必要となるため、実行は困難である。

現在、人事部で各部署が重点的に取り組むこと、改善を試みていることなどを吸い上げ、集約している。結果、事務分掌の関係性等を再検討し、再構成することとが、「横断的な機構改革」の意味合いに近くなると思慮する。

質問(五) SDGs

SDGsには持続可能な十七の目標が掲げられているが、互いに関連している。宗門では、「人権・平和・環境」の恒久的スローガンのもと取り組んできたが、現状、

各部署の縦割りの取り組みとなっている。

SDGsを推進するため莫大な予算をかけても、関連して新たな施策が増加し、施策における事務処理がさらに増えてしまうことになる。しかも、それが過重になり、業務と財政を逼迫させることが懸念される。

そこで、SDGs施策に取り組み際、宗務庁内の事務負担と各部署が、どのような割り振り現状となっているのかお聞きしたい。

また、部署を横断して施策を進めるための具体案があれば合わせて答弁いただきたい。

質問(五)の答弁

すでに、日常生活で行っているSDGsに気づき、取り組みを更に進めていけば、新たな施策は講じなくとも、そのままSDGsを具現している。

SDGsのキーワードの一つは「変革」である。この度の「宗務及び事務に関する説明書」にも、教団として未来を見据えた場合、女性の活躍が要諦となると記している。

そのため、曹洞宗として「ジェンダー平等の実現」を宣言すべきと強く感じている。男女の格差を是正するだけではなく、男性も女性もすべての人が、自らの能力を最大限に発揮するための機会を享受することと認識している。

質問(六) ジェンダー、LGBT、ハラスメント

宗務庁は、現在総研を含め百人余で事務運営がされているが、庁内でのジェンダー、LGBT、ハラスメント等に関する教育、意識の徹底はどのようになっているのか。特に、宗務庁役職員の心身や適性の把握など定期的に面談など行っているのか。

また、宗務庁役職員のうちの女性の雇用割合をお聞きしたい。当然、宗務庁の職員、特に書記は、僧籍を有し、さらに四年大学を卒業し、一定の安居を了じたものを試験資格とする、まず僧侶であることが前提のため、男僧、尼僧の割合が、そのまま男女比率になり偏ってしまう。

しかし、男女における雇用機会の均等、仕事の内容が同じであれば職種にかかわらず同一賃金にしなければならぬなど、一般社会では、性別、職種よりも実際に労働者が提供する労働の質において、雇用又は賃金に差別してはならないよう変容してきている。特に女性の社会進出と活躍については大きく期待されている。

以上の点から、女性管理職の必要性についてどのように考えているのか、改善の余地があるのか、お聞きしたい。

質問(六)の答弁

毎年、庁内人権学習を行っており、一昨年はハラ

スメントをテーマに開催したが、ジェンダーやLGBTについては、全日仏主催のイベント紹介に留まっている。今後はハラスメントに限らず、様々な人権課題への学習会を設ける所存である。

また現在、庁内役職員を対象に、産業医の健康相談を実施している。

宗務庁雇用者の男女比率は男性八、女性二である。女性管理職の必要性は、その職に適した役職員であれば、男女を問わず就任すべきものと存ずる。

書記候補者についても「本宗の僧侶であり、本宗の教師資格となることのできる期間の安居を了じた者」であれば、登録試験を受験できる。仮に今後、「僧侶」や「教師」による選定が思わしくないという場合は、諸々の規定変更が伴い、慎重な検討を要すると存ずる。

質問(七) LGBTと戒名授与

性別にかかわらず、曹洞宗の教えを敷衍するのは当然のことだが、当事者からすれば、伝統的な価値観を持った宗教に対し、恐怖心があると意識している。恐らく、宗務への安居や泊まりがけの研修会、参禅会などに多くの妨げがあることは容易に想像がつき、また、戒名授与に関しても、単純な性別で区分で

きない性のあり方に対して、どのような位階を授けることができるのかは議論が必要なことと思慮する。

なるべく早期に、LGBTに代表される様々な性を持つ方々に対し、多様性を認め寛容する伝統教団であることを確立し、宣言する必要があるのではないか。

質問(七)の答弁

マスメディアを通じて認

識されてきたことであるので、本宗の教義や祖師録には触れられていない。当然、看過できない問題と思慮するが、単に本人が望んだ性に適合する位階号を授与すればよいという判断では済まされない課題でもある。

必要に応じ、総研に諮問の上、一定の施策案を構築したい。

通告質問

有道会議員(要旨)

金岡 潔宗



専門僧堂・専門尼僧堂再認可

設置基準を満たしていないと指摘された僧堂が、令和三年十月三十一日までに基準を満たした場合、再認可が認められると思料するが、所見を伺いたい。

次年度の僧堂振興協議会費用弁償を見ると、出席者が二十八人減員の減額となっている。

僧堂振興協議会

従来、僧堂振興協議会は、僧堂長の他に二名の出席と記憶しており、一人でも多くの

答弁・教学部長

コロナ禍で視學員視察の実施が適わない現状があ

僧堂役員が意見交換をして、僧堂改革等についても意見を聞くことができる大事な会議であると思慮する。減員の理由をお聞きしたい。

併せて、今後の僧堂振興協議会のあり方についてお聞きしたい。

**答弁・教学部長**

コロナ禍の現況を鑑み、昨年十二月の振興協議会へは各僧堂一名の出席を求めていたが、結果中止となった。

僧堂振興協議会は、全体会として出席者が一堂に会して行われるので、多くの意見がでるのは当然だが、あらかじめ僧堂内で振興に関する協議事項を取りまとめた上で、一人の出席でも同様の成果を挙げられると考えたところである。コロナ禍で会議のあり方が見直される中、出席者減員は、その開催趣旨に即す立場の方に参加を求め、目的達成を目指すことができ、適正な対応と思慮する。

**文書質問**

回答は宗務総長名

小島 宗彦

**性的マイノリティと戒名**

授戒人の意思が確認できない場合、戸籍上の男女の違いで判断することになると思慮するが、男女の別に限らない総合的な表現、例えば「仏子」などを用いることが可能か、位号自体を用いない戒名を授けることが可能かをお聞きしたい。

**曹洞宗僧侶の身分証明書**

本員の選挙区内寺院より、県外檀信徒から葬儀の依頼があったが、喪主よりコロナ禍でもあり葬儀社から曹洞宗僧侶を紹介し、葬儀を執り行い、戒名だけ授与いただきたいとの事であった。後日、納骨に來られた際、喪主より葬儀社に紹介された僧侶に曹洞宗のことを質問しても、しつ

かりした答えが返ってこず、「本堂に曹洞宗のお坊さんでしようか」と言われたそうである。今後、このような事例は出てくると思慮するが、曹洞宗僧侶の資格を有する身分証明書のようないものが必要となるのではないか。

**答弁・教学部長**

少なくとも、菩提寺住職が人となりを知った方を紹介するなどの手立てがあると思慮する。証明書が必要ならば「僧籍証明書交付申請書」の手続きをお願いしたい。

松本 宏思

**宗門の迅速な情報伝達方法の確立**

各寺院のメールアドレスを登録し、宗務庁から伝達したい情報、伝えたい「ホームページ」の項目を貼り付けてメールで送信するシステムの構築により、不測の事態でも時差無く全国の寺院へ情報伝達ができるのではないかと

**答弁**

曹洞禅メールマガジンシステムの流用で構築は可能だが、全寺院に登録いただかなければ効果が発揮できず、必要な情報は立場により様々で、運用に課題があると思慮する。

**各種申請**

事務効率を上げるため、申請のデジタル化、併せて宗務庁直接申請へ移行すれば、宗務所が布教化等の事業に注力ができると思慮するが、如何か。

**答弁**

現在、宗務庁は内部起案を含めほとんどが紙面

り、現代の一般常識の理解の中では、無理解と偏見からくる新たな差別が惹起することも考えられる。

ご指摘の点は総合的俯瞰的な判断が必要で、時期を見て総研に諮問を行うなど、必要な措置について検討したい。

への押印を必要としている。電子申請化実現には、支払請求や内部起案、次に認印の簡易な申請書類、そして責任役員の連署や実印が必要な重要書類の電子申請化の順を踏んだ作業が必要となる。この過程でも業務の混乱が生じることは想像に難くない。

まずは、宗務庁内部起案の電子化実現に向け検討、必要な宗制等の整備を進めたい。

宗務庁への直接申請は、宗務所を経由しないことがもたらす不利益を考慮すると、即時導入は難しい。しかし、電子申請導入の検討は、現段階から取り組むべきことには変わりはないので、例えば、簡易な申請の運用については検討を重ねてまいりたい。

鈴木 祐孝

**僧侶分限規程**

「教師検定会」は曹洞宗教師としての資格を有するかに足るかの審査をすることになる、という権限は規程のどの条項により導き出されたのか。

また、二等教師補任を申請するのは本人であり、本人は資格を有するに足ることを前提に申請し、それを信用した上で明文化されたものと考え、「審査」することと相容れないのではないかと

**答弁**

「教師補任申請書」は第五十四条に規定される常置機関の「教師検定会」で審査される。申請行為の効果とは、自己の希望を申し立て、一定の許可・認可等の効果を求めることである。許認可事務に当たり、申請に不備なく適正かを審査点検する必要があることを、まず理解いただきたい。

教師昇等補任は経歴審査会への「申請」、教学部長宛の「経歴審査申請」が必要となるので、審査点検が行われることは字句上安易に判断できるが、初めて教師資格を取得する場合は、何らかの審査・検定する組織への「申請」をすることから申請書の名称や条文などため、申請書を信用し認可を与えても良いのではないかと誤解される場合があると思慮する。

**コロナ禍での総研の表註について**

南澤管長宛下は、『曹洞宗報』本年一月号で、感染症に触れられ「お釈迦さま、高祖道元禪師、太祖瑩山禪師のみ教えを心のよりどころとして日常生活に仏道を行じていくことが肝要」、後段で「智慧と慈悲」を示されている。コロナ禍にあり、今こそ総研はセンター規程の「社会的要請」と「伝統的宗学の内容と意義」を確認し、全国寺院にその施策を示すべきと思慮する

るが、具体的にその表註があったのか。

**答弁** 議員指摘の施策の意図が、感染症対策であると理解すると、現時点で、そのような表註はしていない。

松浦 徹應

**過疎化に対する曹洞宗の政策と過疎問題最終報告書の活用**

この度、過疎地寺院振興対策室より最終報告書が上梓されたが、どの程度具体化していくのか。

また、報告書に「曹洞宗の未来を創造」するべく結論として、包括法人においては機構構造・財政両面で戦略的縮小改革が必要とある。その中でSDGsに多額の予算を配分されているが、布教化にSDGs推進が果たす実質的效果・将来性や展望をお聞きしたい。

神野 哲州

**僧堂設置基準**

宗議会の議決を待ていないので「内規」解釈が良いのか。宗制とみられない内規ならば、宗議会での承認を行い、宗制上の位置づけを図る必要があるのではないかと。また、「基準」の改正・施行に常設的な「諮問委員会」等の設置を望む。さらに、基準の変更・改正を求めるにはどのような手続きが必要か。内規設定はどのような規定に基づくのか。

**答弁**

僧堂設置基準は内規に類するものと言え、宗制上の内規に関する規定

はない。教育規程第二条で「別に定めるものとする」とあり、申請書の可否判断をするための審査基準の一つなので、早急に変更する問題が発生した際は、宗議会でなく、迅速な対応として庁議が妥当と考える。常設諮問委員会については現在、堂長会議・僧堂振興委員会、「僧堂振興」に関する専門部会がそれにあたる。変更・改正は、指摘があれば専門部会での審議も可能で、その上、必要があれば庁議での議決を経て変更することになる。

**参事会会議録の『宗報』未掲載と利益相反**

令和二年六月二日の参事会会議録は傍聴を認めていないことから『曹洞宗報』未掲載としている。宗制には参事会会議録の『曹洞宗報』掲載、公示が明記されており、宗制違反ではないか。また、この参事会構成員による宗門関係大学の支援決定は利益相反の指摘がある。さらに、参事会構成員が適切であったか、明記いただきたい。

**答弁 宗議会規程第七十三**

三条に「参事会の議事は、傍聴を許可しない」とあり秘密会の取り扱いである。会議録の『曹洞宗報』掲載も見当たらない。参事会での手続きは、一般会計予備費を増額する補正予算の決定を行うための直接的な手続きは求めてい

ない。そもそも宗門関係学校への見舞金支出は、コロナ禍で困窮にある学生に経済的支援を行うため、学校への利益供与ではない。参事会員は宗議会で宗制の定めるところにより互選され就任しており、その参事会員によって行われた補正予算に関する議決は有効と

**社会事業振興資金貸付制度廃止**

積立金等残余資産は宗門の社会性を向上するため活用いただきたい。高齢社会を見据え、バリアフリー化、車いす設置、介護士取得補助など検討すべきと思慮するが如何か。

**答弁 残余資産は一度は一**

般会計に帰属となるが、議員提案の金銭支援について、社会情勢、要望などを注視し検討したい。

総長演説・質問並びに答弁の詳細は宗報でご確認下さい。

**会議と日程**

【第一日目】二月二十二日

- 成立に関する集会
- 開会式、開会
- 常任委員選挙（別掲）
- 宗務総長演説
- 議案上程、所管部長説明
- 宗務監査委員長報告
- 総括質問

永平寺系：押川伸生議員（別掲）

總持寺系：大坂恵司議員  
特別委員会設置（別掲）  
委員会付託  
議案研究

【第二日目】二月二十三日

第百三十五回通常宗議会第一特別委員報告  
各委員報告  
各委員会審議  
通告質問

【第三日目】二月二十四日

各委員長報告  
各種案件可決承認  
曹洞宗修証義公布百周年記念育英会監事補欠員補欠選挙  
懲罰委員長報告、閉会

**常任・特別委員会**

（議）長三吉 由之  
（副議長）村松 延行  
☆運営委員会

（主）長森 元亨  
（主）嶽盛 和三  
高橋 英悟  
☆決算委員会

（主）圓通 良樹  
戸田 光隆

☆請願委員会  
（長）来馬 宗憲  
（主）吉村 明仁  
（主）近藤 龍法

（主）岡 芳雄  
武山 正廣

（主）金子 清学  
（主）國安 大智

（主）伊藤 弘隆  
神野 哲州

（主）甘蔗 英司

（主）小島 泰道  
須田 孝英

（主）石附 正賢

（主）片山 昌佳  
田中 清元  
清泉 文英  
平岩 浩文

（主）平井 正道  
鈴木 祐孝  
小島 宗彦

（主）砂越 隆侃  
中村 見自

（主）松原 道一  
（主）山本 健善

（主）倉内 泰雄  
乙川 良介

（主）渡部 卓史  
（主）石附 正賢

（主）松浦 徹應

（主）荒井 裕明

（主）坂本 泰俊

（主）松本 宏思

（主）伊藤 弘隆  
神野 哲州

（主）甘蔗 英司

（主）小島 泰道  
須田 孝英

（主）石附 正賢

（主）松浦 徹應

（主）荒井 裕明

（主）坂本 泰俊

（主）松本 宏思

（主）松本 宏思

（主）松本 宏思

**有道会ホームページをリニューアル**

<https://www.yudokai.net/>



有道会のホームページを刷新しました。刷新に伴いドメインを取得し、標記URLに変更しています。有道会宛のEメールはmail@yudokai.net宛にお願い致します。スマートフォン・タブレットにも対応しています。下の二次元バーコードからもアクセスできますのでご活用下さい。



**宗制の主な変更**

曹洞宗規程中一部変更・廃止・制定

〔教化部〕

- 曹洞宗社会事業振興資金貸付規程廃止
- 曹洞宗社会教化規程第7条第2項の削除に伴い廃止。規程の廃止に伴う貸付金回収・特別会計・残余財産に関する経過措置を、曹洞宗社会事業振興資金貸付規程を廃止する規程として制定。

●曹洞宗社会教化規程中一部変更

運用の実状を鑑み、社会教化事業に係る貸付制度・補助制度を廃止するため、字句及び項を削除。

〔総務部〕

- 曹洞宗選挙規程中一部変更
- 普通為替の上限額引き下げ等により円滑な供託事務に支障を生ずるため普通為替を用いない供託制度に改める。併せて供託者（宗務所長・総務部長）を改める。また供託金返還手続きの明確化を図るため字句を整理。
- 曹洞宗宗務所規程中一部変更
- 書面会議の方法による宗務所会の議事成立要件である、定足の根拠となる出席者や議決日、会議録の内容と署名の取り扱いについて項を新設。
- 曹洞宗宗制様式の取り扱いに関する規程中一部変更
- 宗制様式の新規追加、及び一部様式題名の変更。
- 曹洞宗災害復興対策資金貸付規程中一部変更
- 災害復興の現状を鑑み、特別措置の5年延長（10年→15年）を図るため、字句を整理。

〔財政部〕

- 曹洞宗財務規程中一部変更
- 当該年度予算・当該年度決算について号を新設して、見出しを変更する。予決算の款項目以外の参考事項に係る号を削除し、内容を充実させた別冊とする。これまで宗令で対応してきた宗費納入の特例措置について、財務規程の整理を図るため条を新設。僧侶共済掛金・建物共済費・災害援護金について、宗憲に定める義務負担金である旨の明確化を図る。

〔人事部〕

- 曹洞宗儀礼規程中一部変更
- 管長の就任式に参列すべき聚会について、三権に直接関与する役職者をもって整理するため、条を新設。社会情勢を勘案して、参列者を限定できるよう条を整理。
- 曹洞宗檀信徒会館運営委員会規程中一部変更
- 曹洞宗檀信徒会館の位置づけについて明確化を図るため、字句を整理。

※第135回宗議会上程され継続審査中の、曹洞宗審事院規程中一部変更案については、全般的な見直し改定がなされた。

# 令和3年度予算が決定しました

☆ 級階賦課金 1点147円 (前年度148円)

## ●令和3年度 曹洞宗一般会計歳入歳出 予算

歳入予算額	56億7984万円
歳出予算額	56億7984万円
(歳入歳出ともに前年度より7億2611万2000円の増額)	
(内訳)	
歳出経常部予算額	49億2774万円
(前年度より7611万2000円の増額)	
歳出臨時部予算額	7億5210万円
(前年度より6億5000万円の増額)	

### ○一般会計 歳入 予算額 56億7984万円 (内訳)

1款-賦課金	42億4501万6000円
2款-義財金	3億127万6000円
3款-手数料	1714万4000円
4款-雑収入	7084万6000円
5款-社会事業振興資金貸付等特別会計受入金	3億3000万円
6款-新型コロナウイルス感染症対策積立金受入金	5億800万円
7款-準備資金受入金	2億755万7000円
8款-借入金	1000円

### ○一般会計 歳出経常部 予算額 49億2774万円 (内訳)

1款-両大本山費	3720万円
2款-宗務管理費	18億8059万7000円
3款-宗費完納奨励金	6億3611万6000円
4款-分担金	1573万5000円
5款-会議費	9773万5000円
6款-企画費	3761万2000円
7款-人権擁護推進本部費	3630万5000円
8款-検定会費	759万4000円
9款-布教教化費	3億3299万4000円
10款-補助費	1億1918万円
11款-教育費	2億1743万5000円
12款-指導養成費	5524万円
13款-交付品費	1255万2000円
14款-伝道教化資料費	1295万円
15款-出版費	1億378万4000円

16款-調査費	1116万円
17款-選挙費	100万円
18款-指導相談費	165万3000円
19款-年金	1億6204万円
20款-審事院費	1385万1000円
21款-特別会計繰入金	11億2500万7000円
22款-予備費	1000万円

### ○一般会計 歳出臨時部 予算額 7億5210万円 (内訳)

1款-管長就任式費	1410万円
2款-大本山永平寺貫首晋山式祝賀	1500万円
3款-大本山永平寺貫首晋山式法定聚会旅費	2000万円
4款-新型コロナウイルス感染症特別支援金	5億800万円
5款-国際協力機構債券購入費	1億円
6款-梅花流講習動画制作費	450万円
7款-サステナブル禅アリーナ開催費	300万円
8款-世田谷学園特別支援金	1000万円
9款-全国宗務所長会特別活動支援金	200万円
10款-SDGs推進事業費	1000万円
11款-過疎地寺院振興対策費	250万円
12款-曹洞宗宗制調査室費	300万円
13款-大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師700回大遠忌香資	6000万円

### ○特別会計 歳入歳出予算

僧侶共済	40億5101万2000円
寺院建物共済	39億4355万円
育英資金	5億8946万6000円
社会事業振興資金貸付等	3億3332万8000円
宗門護持会	8846万円
不動産(建物)償却引当積立金及び不動産取得運用基金	28億550万4000円
修証義公布百周年記念育英基金	11億8576万3000円
災害対策	9億5267万8000円
図書印刷物等刊行	9億450万2000円
檀信徒会館	15億4615万9000円

